安全な避難先としてのシンガポール

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

安全な避難先が提供するもの

金融の用語でいう安全な避難先とは、ストレス時にも資本がその価値を保ち、アクセス可能であり続けると期待される場所のことです。法域にとって、この期待を生み出す属性は制度的なものです。投資家が求めるのは、財産を収用しない政府、権利を執行してくれる裁判所、価値を毀損されない通貨、そして破綻しない銀行システムです。投資家は守秘性も求めますが、第E部第II章で述べるとおり、外国の課税目的に対する銀行秘密が終焉して以降、守秘性の意味は変わりました。

シンガポールは、こうした属性を凝縮した形で提供しています。政府は1959年以来一貫して一つの政党の手にあり、長期的な計画で知られています。[1] 第F部で考察するその法制度は、コモンローに従い、英語で契約を執行します。シンガポールドルはシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）によって通貨バスケットに対して管理されており、その背後には潤沢な公的準備が控えています。三大格付機関はい

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ずれもシンガポールに最高格付けを付与しており、S&PとフィッチがAAA、ムーディーズがAaaで、見通しはいずれも安定的です。[2] 公的外貨準備は2026年6月時点で約4,260億米ドルでしたが、この数字には、第D部第I章で考察するGICとテマセクが運用する富の多くが含まれていません。[3]

こうした属性は、自国の制度の信頼性が低い国の富裕家族にとって、より大きな意味を持ちます。政治が不安定であったり、資本規制があったり、裁判所の判断が予測できなかったりする法域で事業を営む家族は、そのいずれのリスクも存在しない場所に富の一部を置くことで大きな利益を得ます。シンガポールの立地も魅力を高めています。中国、インド、そして東南アジア全域まで飛行機で数時間の距離にあり、地域と時間帯を共有し、家族が重視する学校、病院、治安の水準を備えています。

避難資本の歴史的パターン

安全な避難先としての役割は、現代のウェルスマネジメント業界よりも古いものです。第A部第V章で示したとおり、19世紀に海峡植民地に定住した華人商人は、すでにこの植民地を、より不安定な近隣地域と交易するための安全な拠点として利用していました。20世紀には、地域の政治的激動が繰り返し資本と人々をシンガポールに送り込みました。とりわけインドネシアの華人系家族は、騒乱の時期に資産をシンガポールに移しました。この関係については第I部第IV章で考察します。第D部第III章で述べる1997年のアジア通貨危機は、このパターンを裏づけるものでした。シンガポールは近隣諸国の多くよりもうまく危機を乗り切り、安定した避難先としての評判を高めて危機を脱したからです。

第D部第V章で考察する2000年代のウェルスマネジメント戦略は、このパターンを意図的な政策へと転換しました。政府とMASは、シンガポールをプライベートバンキングと資産運用の中心地にすることを目指し、その目的に合わせて税法、信託法、規制を整えました。したがって、その後の流入は、一部は自然発生的なものであり、一部は育成されたものでした。こ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

の両方の要素を視野に入れておくことが重要です。政治的議論はしばしば流入をシンガポールに単に降りかかってくるものとして扱いますが、その多くは招き入れられたものだったからです。

香港、パンデミック、そして中国の富

2019年以降の数年間は、新たな波をもたらしました。2019年の香港の抗議行動と2020年の国家安全維持法を受けて、香港に資産を持つ一部の家族がシンガポールへの分散を進めました。関係する金額の推計は当時大きくばらついており、MASは大規模な預金移転に関する誇張された主張に注意を促しました。[4] 続いて新型コロナウイルスのパンデミックが起こりました。中国本土が厳しい規制を続ける中、シンガポールが危機を管理し2022年に再開したことで、本土の外に拠点を求める中国の起業家にとってこの都市は魅力的なものとなりました。[5]

この波は目に見える痕跡を残しました。第E部第III章で詳しく述べるとおり、シングル・ファミリーオフィスの税制優遇措置の申請は何倍にも増えました。高級不動産、学校の定員、プライベートバンキング・サービスに対する需要も高まりました。この波は同時に、流入の構成に対する初めての本格的な世論の不安をもたらしました。本章第4節で示すとおり、この不安は2023年のマネーロンダリング事件によって一層強まることになります。

流入の規模を測る

シンガポールに流入した富を一つの統計で捉えることはできません。最も包括的な公的指標は、MASが毎年実施するシンガポール資産運用調査です。シンガポールの運用資産残高の総額は、2025年末に10.1%増加して6.7兆シンガポールドルとなり、純流入額は前年比29%増の3,760億シンガポー

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ルドルでした。[6] これらの資産のうち76%はシンガポール国外から、39%はシンガポールを除くアジア太平洋地域からのものであり、約88%がこの都市国家の外で投資されていました。[7]

これらの数字は、シンガポールが何よりも記帳と運用の中心地であることを示しています。そこで運用される資金の大半は、シンガポールから来たものでもなければ、シンガポールにとどまるものでもありません。資金はシンガポールの法制度と規制制度を通過していきます。だからこそ、その制度の質が全体の評判にとって重要なのです。また、これらの数字には年金基金や政府系ファンドなどの機関投資家の資金も含まれているため、個人の富の割合は過大に示されています。

シングル・ファミリーオフィスの数は、二つ目の指標です。2026年8月5日の議会への書面回答において、MAS議長は、2025年12月末時点で2,000を超えるシングル・ファミリーオフィスが所得税法（Income Tax Act）第13O条および第13U条に基づく税制優遇措置を受けていると述べました。家族の大半はアジア太平洋地域の出身で、ヨーロッパと南北アメリカがこれに続きます。[8] 回答ではこれらのファミリーオフィスの資産額は示されなかったため、その富の総額は推計の域を出ません。優遇措置の要件とこの分野の成長については、第E部第III章で考察します。

避難先の限界

現代の安全な避難先は、ある重要な点でかつての避難先と異なります。本国における政治的・経済的リスクから資産を守りはしますが、所有者の居住国の税務当局や裁判所から資産を守ることはもはやありません。シンガポールは租税条約の相手国の税務当局と金融口座情報を自動的に交換し、刑事に関する共助を提供し、第F部で述べる条件の下で外国判決を執行しています。したがって、富をシンガポールに移す家族が得るのは、安

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

定性と法的確実性です。秘匿はもはや提供されるものに含まれていません。この変化がどのように生じたかについては、第E部第II章でたどります。

この区別は、流入の構成にとって重要です。安定性、中立的な法域、十分に監督された銀行システムを重視する家族は、シンガポールで求めるものを見いだします。一方、債権者、配偶者、あるいは自国政府から資産を隠そうとする人々は、この都市の評判が時に示唆するよりも居心地の悪い環境に直面します。銀行と信託会社は、顧客とその資産の源泉を把握することを義務づけられています。裁判所は債権者を害する目的の譲渡を取り消し、当局は刑事共助の要件が満たされれば外国の要請に基づいて資産を凍結します。

その結果、シンガポールは特別な種類の避難先となっています。収用、不安定性、恣意的な扱いという、法によって対処できるリスクから富を守ります。所有者自身の国の法は、引き続きその富に及びます。シンガポールの当局者は、正当な富を持つ家族はほかの顧客も正当である金融センターを好むという論拠から、これを競争上の優位として繰り返し示してきました。本章の第4節と第5節は、その論拠を実際に真実とすることがいかに難しいかを示しています。

よくある誤解

シンガポールへの富の流入は、しばしば中国マネーの逃避として語られます。公式データは、より幅広い姿を示しています。シンガポールで運用される資金の多くは機関投資家のものです。その4分の3は国外から来ており、シングル・ファミリーオフィスを営む家族はアジア太平洋地域、ヨーロッパ、南北アメリカの全域から来ています。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

注

1. 人民行動党は、1959年5月30日の総選挙以来、すべての政権を担ってきました。検証済みの出典については第C部第II章を参照。 ↩
2. Wikipedia, “Economy of Singapore”（2026年11月最終閲覧）：信用格付けはAAA（S&P）、Aaa（Moody’s）、AAA（Fitch）で、いずれも見通しは安定的。外貨準備は4,262.47億米ドル（2026年6月）。 ↩
3. Wikipedia, “Economy of Singapore”（2026年11月最終閲覧）：外貨準備“US$426.247 billion (June 2026)”。 ↩
4. 香港国家安全維持法は2020年6月30日に施行されました。2019年の報道は、2019年6月から8月までの間に最大40億米ドルが香港からシンガポールに移った可能性があるとするゴールドマン・サックスの推計を引用しましたが、MASは香港からシンガポールへの大規模な資金流出は確認していないと述べました。 ↩
5. パンデミック後の中国の起業家とファミリーオフィスのシンガポールへの移動に関する2022年および2023年の報道（例：*Financial Times*、*Bloomberg*、*The Straits Times*）。 ↩
6. Tan Nai Lun, “Singapore AUM up 10.1% at S$6.7t as MAS eyes competitiveness push”, *The Business Times*, 2026年7月29日、2026年7月28日に公表されたMAS年次報告書とシンガポール資産運用調査を報道：運用資産残高の総額は2025年末に10.1%増の6.7兆シンガポールドル。運用資産の純流入額は前年比29%増の3,760億シンガポールドル。 ↩
7. *The Business Times*, 2026年7月29日（前掲）：“76 per cent of Singapore’s funds came from outside the Republic, with 39 per cent from the Asia-Pacific region excluding Singapore”。約88%がこの都市国家の外で投資され、40%がシンガポールを除くアジア太平洋地域に投資されています。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

8. Monetary Authority of Singapore, “Written reply on SFOs”、指名議員（NMP）Dr Neo Kok Bengの議会質問に対する副首相兼MAS議長ガン・キムヨンの回答、2026年8月5日（mas.gov.sg、2026年11月最終閲覧）：2025年12月末時点で“more than 2,000 Single Family Offices (SFOs) receive tax incentives”。家族は主にアジア太平洋地域の出身で、ヨーロッパと南北アメリカがこれに続きます。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.